

慶 弔 規 程 (平 28. 6. 3 改正)

- 第 1 条 当支部の慶弔に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。(平 28. 6. 3 改正)
- 第 2 条 この規程により贈呈する金品は、次の 3 種とする。(平 28. 6. 3 改正)
1. 慶弔金品
 2. 見舞金
 3. 密、又はそれに準ずるもの
- 第 3 条 この規程に定める慶弔、見舞金等の贈呈を受ける事由が生じたときには、本人又はこれを知った者は速やかに、支部長にその旨を通知するものとする。(平 28. 6. 3 改正)
- 第 4 条 第 3 条の通知があったときには、必要な事項については、支部長は速やかにこれを本会及び支部会員に通知し、本会・支部の慶弔規程の適用を求めなければならない。(平 28. 6. 3 改正)
- 第 5 条 慶事には、次の区分により、金品を贈る。
1. 会員が結婚したときは 金 30,000 円
 2. 会員が本会以外の国、その他から栄誉表彰を受けたときには正副支部長会の議決を経た金額
- 第 6 条 疾病負傷等のため、長期にわたり入院(病臥)のときは見舞金を贈る。
1. 1 ヶ月以上 金 20,000 円
- 第 7 条 弔事には、次の区分により、弔慰金及び密を贈る。
1. 会員死亡のとき 金 30,000 円密(又は供花) 原則として 1 対(平 28. 6. 3 改正)
 2. 配偶者死亡のとき 金 10,000 円密(又は供花) 原則として 1 対(平 28. 6. 3 改正)
 3. 一親等の親族(姻族の場合は同居)死亡のとき
密(又は供花)原則として 1 対(平 16. 8. 6 改正、平 28. 6. 3 改正)
- 第 8 条 本会・支部と密接な関係を有する者の死亡、傷病及び災害等に罹災した場合には、当該状況等総合勘案のうえ正副支部長会の議決を経て上記を準用するものとする。(平 28. 6. 3 改正)
- 第 9 条 弔事には、支部長又は副支部長が弔問することを原則とする。
- 附 則 1. 本規程は平成 16 年 8 月 6 日より施行する。(平 28. 6. 3 改正)
2. 本規程は平成 28 年 6 月 3 日より施行する。(平 28. 6. 3 改正)